第四十九条の七　（略）

第四十九条の七の二　法第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、当該施設におけるサービスの提供による事故の発生又はその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、速やかに当該事実を都道府県知事に報告しなければならない。

②　都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、その内容を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）		
第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十二の四 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二 第三十六条の四十	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
（略）		
第四十九条の七 第四十九条の七の二第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長

第五十条の三　令第四十五条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）		
第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第三十六条の三十二の四 第三十六条の三十三第二項	都道府県知事	中核市の市長

第四十九条の七　（略）

（新設）

第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）		
第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の四十	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
（略）		
第四十九条の七第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長

第五十条の三　令第四十五条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

（略）		
第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十八第二項	都道府県知事	中核市の市長